

～周南市からのお願い～

燃やせるごみを減らしましょう！

市民の皆さんに分別のご協力をいただいた結果、順調にごみ排出量の削減、リサイクル率の向上を図ることができています。

特に、ごみ全体の約7割を占める「燃やせるごみ」を減らすことは、ごみ排出量の削減に大きな効果があります。

そこで、お願いです！

■水切りをしましょう！

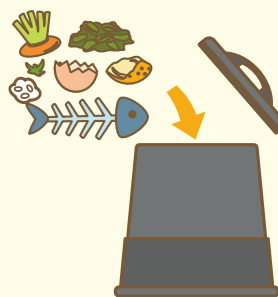
生ごみの約8割は水分です。

生ごみの水分をしっかりと切り乾かせば、かなり重量が少なくなります。特に、野菜くずなどは、乾かすとグッと軽くなります。



■生ごみ処理機をご活用ください

生ごみ処理機を市内のお店で購入された方には、購入費の一部を補助しています。(46ページ参照)



■自分の燃やせるごみの中身を点検してみましょう！

燃やせるごみの中に、分別すると資源としてリサイクルできるものが含まれていませんか？

包装紙やティッシュの箱、お菓子の紙箱やトイレトペーパーの芯などは、雑がみとして**古紙・衣類**の日に出してください。(5ページ参照)

小さな雑がみは、単体でひもでしばるのが難しいため、紙袋に入れてから、ひもでしばってください。



■今日から実践！食品ロス削減！

食材を「買いすぎない」「使い切る」「食べきる」を心がけましょう。どうしても残ってしまうものは「フードバンクポスト」へ

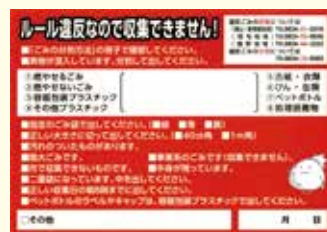


ごみを出すときのルールを守りましょう。

- 収集日の明け方から朝8時までに出してください。
- 収集日程は、地域によって異なりますので、「ごみ収集カレンダー」「ごみの分別につかえるアプリ」「ホームページ」で確認してください。
- お住まいの地域で指定されたごみステーション以外へのごみ出しは、禁止です。
- 二重袋は、禁止です。(ごみが入ったレジ袋を指定ごみ袋に入れないでください。)
- 収集日に1度に出せるごみは、3袋までです。

違反ごみを無くしましょう。

- 分別ルールや収集日を守られていないごみは、違反内容を示した「違反シール」をごみ袋等に貼りつけ、取り残します。

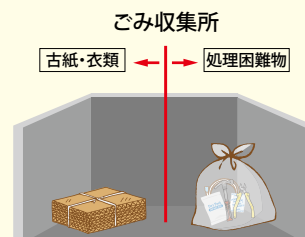


《自分が出したごみを取り残されていたときの手順》

- ① 必ず持ち帰ってください。
- ② 「違反シール」の違反内容を確認してください。
※朝8時までのごみ出し時間を守っていないごみは、「違反シール」を貼りつけられませんので、そのまま次の収集日に出してください。
- ③ 正しく分別し直してください。
- ④ 「違反シール」に大きく×印を書いてください。
- ⑤ 次の収集日に出してください。

同じ日に2種類のごみの収集があるとき

- 『古紙・衣類』と『処理困難物』など、一日に2種類のごみを収集する日は、各品目ごとに別々の収集車で回収します。右図のように、各品目ごとになるべく分けて置いていただくことにより、重なり合ったごみの回収漏れや誤回収を防ぐことができます。



作業員の安全面の確保のため、必ず守ってください

「リサイクルプラザペガサス」に搬入されたごみは
すべて手で選別しています



①注射器・注射針について

◎注射器・注射針は市では収集
できません。



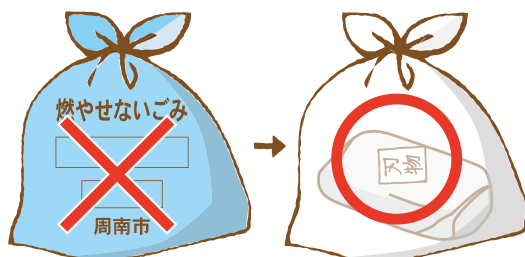
◎処分について

処方された薬局、医療機関などにご相談ください。



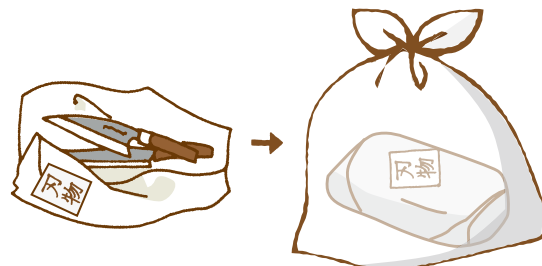
②刃物類について

◎刃物類は処理困難物の分類に
なります。



◎刃物類の出し方

刃の部分を紙などで包んでから、透明
または半透明の袋に入れてください。



燃やせないごみでは出せません。